

添付法令資料 3 :

資本市場における投資管理の発展及び強化に関する2024年12月19日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 33 (目次)
同月23日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	投資信託による借入及び／又は貸付
第1節	通則 (第2条及び第3条)
第2節	投資信託による借入 (第4条及び第5条)
第3節	投資信託による貸付 (第6条ないし第10条)
第4節	契約及び報告 (第11条ないし第15条)
第5節	行政処分 (第16条)
第3章	会社型投資信託の株式及び／又はその他の集団投資契約の形態をとる投資信託の参加単位の購入に係る投資信託
第1節	通則 (第17条)
第2節	投資信託 (第18条ないし第21条)
第3節	投資信託の信託期間 (第22条ないし第27条)
第4章	経過規定 (第28条)
第5章	雑則 (第29条ないし第31条)
第6章	終則 (第32条及び第33条)